

4.2 情報に対する不正行為と刑法

(1) 犯罪とは

日本の刑法（刑事法）は、ヨーロッパの法制度を参考にして制定されました。ヨーロッパの法制度は古代ローマ法に由来しています。古代ローマ法は、形ある**有体物**に対する侵害に対して**犯罪**を規定しています。したがって、情報や知識など**無体物**は、犯罪の対象とはみなされません。詐欺行為についても**人を欺く行為**（欺罔）が**犯罪**であり、動物や機械に対する欺罔はありません。たとえば、ルアーによる魚釣りやおとり網による漁そのものは、**詐欺行為**とはみなされません。すなわち、刑法において保護される対象（**保護法益**と呼ぶ）は、あくまで人間と、その人間が所有する有体物です。

刑事法や刑事訴訟法以外にも、社会的な秩序や公正さを保つ上で必要な法律もあります。民法，商法，不正競争防止法などです。これらは、被害者が加害者を裁判所に訴え、訴訟によって被害の程度を特定し、裁判所が加害者に対して賠償金の支払いを命ずることによって被害者を救済します。これを「**民事上の救済**」と呼びます。

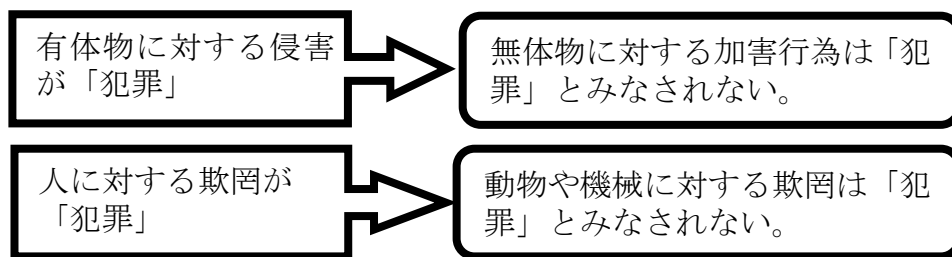


図 4-5 有体物に対する侵害と人に対する儀罔が犯罪

(2) 民事上の救済か？ 刑事法的対応か？

情報システムの安全性を保つためのセキュリティ対策によって、情報システムの効率性の低下を招き、余計な投資も必要となります。したがって、セキュリティ対策を行わなくても済む方が、効率的な社会といえます。すなわち、情報システムの安全性を脅かす可能性を持つ人たちに「不正行為をやる気を起こさせない」ようにする法